

第92回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成24年11月7日（水）			
招集場所	米子市役所401会議室			
開 会	午後1時30分			
出席委員	1番 木澤 純一委員	2番 佐々木 知俊委員	3番 佐藤 敏行委員	4番 尾坂 宣雄委員
	5番 番原 邦彦委員	6番 森中 喜輝委員	7番 高西 史郎委員	9番 遠藤 泰三委員
	10番 伊塚 重己委員	11番 大縄 敬次委員	13番 吉澤 一誠委員	14番 小林 秀美委員
	15番 仲田 祐康委員	16番 松原 幹人委員	17番 石橋 明広委員	
欠席委員	8番 林原 成子委員 12番 足立 寛隆委員			
事務局	仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 道下主幹			
日 程	1 農地法各条申請地現地調査			
	2 部会長あいさつ			
	3 議事録署名委員の指名			
	4 議事			
	(1) 農地法各条申請審議等			
	ア 第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について			
	イ 第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について			
	ウ 第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について			
	エ 第28号 米子市農用地利用集積計画の決定について			
	5 報告事項			
	(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について			

- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地現地調査)

議長 (石橋委員)

これより第92回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

それでは、議席番号7番の高西史郎委員と議席番号9番の遠藤泰三委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席は、8番林原成子委員、12番足立寛隆委員です。

それでは、審議に入ります。初めに3ページの議案第25号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、議決を求めます。

それでは、4ページ、番号20の淀江町佐陀について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (道下主幹)

番号20の淀江町佐陀について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が借りて耕作している農地を、売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は676aとなります。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

7番（高西委員）

今、事務局のほうから説明があったとおりですが、譲受人が借りて耕作している農地3240㎡を、売買により取得しようとするものです。

譲渡人からの希望により、売買するものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号21の中島1丁目について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号21の中島について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、社会福祉法人である譲受人が経営する保育園の園児の日中活動として、農作業するため保育園の隣接農地を売買により取得しようとするものです。

農地法では、農業生産法人以外の法人が、農地の権利取得をすることを原則認めていませんが、農地法施行令、農地法施行規則で不許可の例外として許可できる場合があります。

農地法施行令の第6条、農地法施行規則の第19条（農地法第3条第2項第1号の「ただし書き」）「農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外」という条項があり、いくつか例外が認められる場合が、規定されております。

その一つが、営利を目的としない法人等（学校法人・医療法人・社会福祉法人など）が、教育・医療・社会福祉事業の運営に必要な施設の用に供するため権利を取得する場合と規定されており、事業の一環で保育園に通う児童が農作業するために、農地を取得することがこれ

にあたります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13番（吉澤委員）

先日、仲田会長と一緒に現地に行きまして、果樹が数本植わっているのを確認いたしました。譲受け人である社会福祉法人白老会が経営する保育園の日中活動として、果樹の管理と収穫をするため、施設隣接である農地152㎡を売買により取得しようとするものです。保育園から地続きという立地であるため、園児が普段から土に親しむこともできる環境です。

譲渡人からの希望により、売買するものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

7番（高西委員）

どういう使い方をするってことだった。

事務局（道下主幹）

柿、枇杷の木を植えて、下草を刈ったり、収穫をしたりということを園児にさせたいということです。

議長（石橋委員）

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

ないようですので、許可と決定させていただきます。

続きまして、番号22の皆生2丁目について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号22の皆生について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、生前贈与で父の所有農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は69aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13番（吉澤委員）

譲受人が、父の所有する農地1824㎡を生前贈与により取得しようとするものです。現地確認をしましたが、2筆のうちの一方向の農地は米作がしてあり、もう一方は減反ということで、耕作はしてありませんでしたが、きれいに草が刈ってありました。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございますので、許可と決定いたしたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号23の日下について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号23の日下について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が、自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は181aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（仲田祐康委員）

説明させていただきます。この件は、譲渡人が破産宣告を受けておりまして、以前から管理していた譲受人に、買っていただ

くということになったものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、議案第26号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号5の尾高について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（尾坂委員）

現地調査で最後に見ていただいた場所です。

申請者は議案のとおりです。申請地は、尾高にある田、畑で、面積は1129㎡です。

申請者は、尾高で農業を営んでおりますが、高齢化と体力低下のため、農業経営の規模を縮小することにし、家賃収入で生活を安定させようと、共同住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であり、第2種農地に該当すると思われまます。集落に接続して計画されているため、転用については、問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、番号5について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページの議案第27号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号27の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（高西委員）

27番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀にある畑で、面積は962㎡です。

譲渡人は、保険代理店経営を営んでいますが、労力不足のため耕作が困難となったので、譲受人が申請地を取得し、共同住宅を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、500m以内に2か所以上の医療施設があり、上下水道が完備された道路に面している農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただいま番号27について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号28の上福原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（吉澤委員）

28番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、上福原の田で、面積は1036㎡です。

以前は耕作していたそうですが、おばあさんが亡くなり、奥さんが病気になったころから耕作できないようになり困っていたところ、産業廃棄物処理等を行っています申請者が、廃棄物処理の多様化に対応するため土地の確保が必要となり、申請地に資材置場として計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（石橋委員）

ただいま番号28について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

7番（高西委員）

ここは、水田だったけど、埋め立てをして資材置場に使ったということだな。

6番（森中委員）

どうやって埋め立てをしたかは聞いてないんですか。

13番（吉澤委員）

そうですね。耕作が出来なくなってすぐに、土建業者のほうから貸してくれと言われて、気づいたら埋め立てられていた状態だったそうです。

6番（森中委員）

事務局では、資材置場になった経緯や、地権者本人がこの事をどう思っているのかは聞いているのか。

事務局（大許局長補佐）

はい。そこは聞いておりますし、地権者の方から顛末書をいただいています。

7番（高西委員）

現地確認してみたら、水田が埋め立てであるということはわかるんだから、地元委員が、埋め立てをした経過をきちんと報告しないと。

1番（木澤委員）

田を埋め立てる場合は、1回、畑に転換してもらったほうがいいですね。それから何カ月か待ってもらってから申請を出してもらったほうがいいのではないですか。

事務局（大許事務局長補佐）

畑転換についてですが、畑転換と言いながら悪用される場合も多くあります。埋め立てるときに耕作に使用できる土でない、

石などの混じった建設残土のようなものを入れるケースも多くありますので、今後は畑転換が申請された場合は、農業委員さんにもチェックを厳しくお願いしたいと思っていますところです。

6番（森中委員）

それで、顛末書が付いているということだけど、どんなことが書いてあるんだろうか。

事務局（大許事務局長補佐）

はい、読ませていただきます。

顛末書

鳥取県知事様

米子市農業委員会会長様

私がこのたび、農地法第5条第1項の規定に基づき許可申請書を提出しました土地を資材置場として使用していたことは、農地法に反するものであり、深く反省しております。

このたびは、寛大なる処置をいただき申請を許可していただきますようお願いいたします。

なお、資材置場として使用していた経過は下記のとおりで、誠に申し訳なく、今後はこのような行為は一切行わないことを誓います。

無断転用に至った経過等

当該等地は、平成12年までは水田として耕作してきましたが、平成13年2月に妻が入院し、看病等のため田植えを行うことができず、その後、妻が死亡したこと、また、わたしも高齢となり耕作が困難になったため、耕作放棄地として、年に数回草刈りを行っていました。平成14年頃に車尾の土建会社から資材置場として、一時借用したいとの申し出があり、農地法のことよく知らず、転用の手続きが必要なこともわからなかったことと、妻を亡くし耕作する意欲もないことから貸すことといたしました。土建会社には半年ほど貸し、返却されたときには埋立てがされておりました。その後もこの地区の下水道工事が始まったこともあり、時々、他の工事関係者から借用の申し出があり、貸して現在に至っています。以上です。

議長（石橋委員）

顛末書が読み上げられましたけれど、ご意見ございませんでしょうか。

10番（伊塚委員）

今、顛末書が読まれましたが、こういう物を書いてもらっているときは、説明するときに読んでもらうか、コピーを配っておくか。なるべくなら、資料として部会前に全員に見てもらっておいてから、議案に入るほうがいいんじゃないでしょうか。

議長（石橋委員）

わかりました。そうしますと、こういう議案が出ましたときは顛末書等、委員さんのほうへ配布するなど段取りをとっていただけますでしょうか。

事務局（大許事務局長補佐）

はい。

議長（石橋委員）

こういう議案が出ましたときには、地権者さんに違反であるということを確実に伝え、その後、違反であるという認識を持っていただくことが、再発に向けての我々が出来る防止策ではないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

では、本議案につきまして意義がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号29の安倍について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

11番（大縄委員）

29番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、安倍のサッカー場の東側の畑で、面積は289㎡です。申請者は、家族3人で両三柳の自衛隊の官舎に入居していますが、いつまでも官舎住まいというわけにもいかないため、自己用住宅を建築しようと計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（石橋委員）

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号30の淀江町西原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

5番（番原委員）

先程の現地調査では行ってないところですが、30番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町西原にある畑で、面積は1143㎡です。申請者である淀江木材は、木材及び製材品、住宅関連資材の販売をしておりますが、最近では、乾燥製材製品の納入を求められるようになり、その乾燥施設等の場所が必要になったため、申請地に木材製品乾燥施設等を計画したものです。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われれます。転用については、問題ないと思われれますのでよろしくお願い致します。

議長（石橋委員）

ただいま番号30について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号31の河崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

11番（大縄委員）

31番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、河崎の田で面積は314㎡です。申請者は、二輪車、小型船舶等の販売・修理業をしていますが、現在の資材置場が今年末をもって立ち退きしなければならなくなり、申請地を資材置場にすることを計画したもの

です。実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（石橋委員）

ただいま番号31について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

6番（森中委員）

これも、今日の現地調査で行ってない場所だけど、今日のルートで通ったところじゃないのか。なんで寄らなかったのか。

議長（石橋委員）

事務局、お願いします。

事務局（大許局長補佐）

はい。以前から現地調査は4か所程度ということになっております。4か所以上になるときは、コースの中で通る途中の転用場所を追加したときですね。いつ頃からどういう経緯で、そうなったかはちょっと分かりかねます。

7番（高西委員）

議案が多くなると現地調査に時間がかかってしまうし、今、何か所程度の現地調査に行くかを確認してしまったらどうか。

議長（石橋委員）

そうですね。では、4か所程度にして、時間がかからないようなルートにある場所は寄るようにするか、全部行くことにするか、どうしたらいいでしょうか。

9番（遠藤委員）

今までどおりでいいと思いますけどね。

15番（仲田祐康委員）

以前、農地部会が二日間あって、初日が現地調査、二日目が書類審査ということになっていましたが、全部となると、件数の少ないときはいいですが、最近は議案が多いので全部廻るといのは、不可能じゃないですか。

4か所程度でいいんじゃないですか。

議長（石橋委員）

よろしいでしょうか。

それでは、4か所程度の現地調査で、コースにあるときは寄るようにするということにしたいと思います。

では、番号31については、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号32の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（木澤委員）

32番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、夜見町にある畑で、転用面積は249㎡のうち132㎡です。

申請者は、水稻、自家用野菜等を耕作していますが、今後、白ネギ等作付けし、営農規模拡大するために、収穫した作物を処理する場所が必要となり、申請地に農業用作業場にすることを計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。また、農用地区域の変更申出書により、一部農業用作業場への変更が認められています。

申請地は、農用地区域内にある農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当すると思われま

す。転用については、問題ないと思われま

議長（石橋委員）

ただいま番号32について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ、議案第28号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1

項の規定により、決定を求めます。11ページに利用集積計画総括表がございます。

今月は、転貸を除く利用権設定が13件、農地保有合理化事業により機構が借入れを行う案件が1件、機構が転貸を行う案件が1件、所有権移転が1件でございます。審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である木澤委員の退席を求めます。

(木澤委員退席)

議長(石橋委員)

そういたしますと、13ページ、番号11-1について事務局説明をお願いいたします。

事務局(大許事務局長補佐)

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は、田に関するものが、14筆 18238㎡、畑に関するものが、15筆 15521㎡、ございます。

番号11-1は、再設定でございます。

議長(石橋委員)

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(石橋委員)

異議がないようですので、決定といたします。

番号11-1の審議を終了しましたので、木澤委員の着席を求めます。

(木澤委員着席)

議長(石橋委員)

次に、番号11-2についてですが、私が、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づく、この案件の当事者になりますので、議長を交代いたします。

(議長交代・・・部会長から木澤部会長職務代理へ)

議長(木澤委員)

農業委員会等に関する法律第24条第2項の、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

(石橋委員退席)

議長 (木澤委員)

そういたしますと、13ページ、番号11-2について事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号11-2は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は810aとなっております。

議長 (木澤委員)

ただ今、事務局からの説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (木澤委員)

異議がないようですので、決定いたします。

番号11-2の審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。

(石橋委員着席)

議長 (木澤委員)

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議長交代・・・木澤部会長職務代理から石橋部会長へ)

議長 (石橋委員)

農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

(木澤委員退席)

議長 (石橋委員)

そういたしますと、13ページ、番号11-3について事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号11-3は、再設定でございます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

番号 11-3 の審議を終了しましたので、大縄澤委員の着席を求めます。

（大縄委員着席）

議長（石橋委員）

それでは、13 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 11-4 から、ページ、番号 11-13 までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号 11-4 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、74 a となっております。

番号 11-5 から番号 11-6 までは、再設定でございます。

番号 11-7 から番号 11-8 までは、鳥取西部農協が利用権設定により農地を借り入れるものです。経営面積は、269 a となっております。

番号 11-9 は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借り人の設定後の経営面積は、164 a となっております。

番号 11-10 は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借り人の設定後の経営面積は、201 a となっております。

番号 11-11 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、182 a となっております。

番号 11-12 から番号 11-13 までは、再設定でございます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号 11-4 から番号 11-13 までの説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして 17 ページから、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件と、それに関連して 19 ページから、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、17 ページ、番号 11-1 は農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

続きまして、19 ページ番号 11-1 は、先ほどの担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。

この農地は、平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで借りている農地で、設定後の経営面積は、215 a でございます。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 (石橋委員)

担い手育成機構が借受けて転貸する案件について説明がありました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、決定いたします。

次に 21 ページ、所有権移転各筆明細について審議をいたします。

番号 11-1 について、事務局から説明してください。

事務局 (大許事務局長補佐)

所有権移転各筆明細について、説明します。

21 ページ、番号 11-1 ですが、規模拡大を希望しておられた譲受人が購入されることとなった案件でございます。

なお、農地取得後の経営面積は、81a でございます。

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。

それでは、続いて報告事項に移ります。

22 ページ、（1）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号31から番号34までの4件を受理しております。

続きまして、24 ページ、（2）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号9から番号12の4件を受理しています。

続きまして、25 ページ、（3）非農地現況証明について、番号14から番号16の3件を証明しています。

続きまして、26 ページ、（4）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、26 ページから35 ページのとおり10件、鳥取地方法務局米子支局外に回答しております。

続きまして、36 ページ、（6）農地転用現況確認書交付について、番号54から番号62の9件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

（県農業会議 会議員の事務報告）

議長（石橋委員）

ただいま会長から報告がございましたが、なにかご意見、ご質問などありませんか。

では、本日予定していましたが、審議は以上でございますが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項を報告してください。

事務局（大許事務局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（石橋委員）

何かご意見ご質問等ございませんか。

それでは、これをもちまして、第92回農地部会を終了します。

閉 会 午後4時15分